

# 2月2日から3月12日は

## 住民税の申告相談と所得税の確定申告期間です

お問い合わせ

税務課 町民税係

☎73-1201

### 申告をしなければならない人

令和8年1月1日現在、高千穂町に居住していた人で、次のいずれかに該当する人

- ①給与支払報告書の提出のない会社・事務所・商店等の給与所得者
- ②農業・営業・不動産・その他の所得のあった人

※生産物を出荷せず収入がなくても、稲作等をしている人は申告する必要があります。(自家用の米も収入とみなされるため)

- ③土地・建物・山林等を売却した人

- ④2種類以上の所得のある人(給与と年金、給与を2か所以上から受けているなど)

- ⑤生命保険の満期等で一時所得のあった人

- ⑥所得はなかったが所得証明等の必要な人

- ⑦障がい年金や遺族年金などは非課税ですが、税務課で金額が分からぬいため、申告してください。申告をしないと国保税・後期高齢者医療保険料の負担が高くなることがあります。

### 申告をしなくてもよい人

- ①所得が給与所得のみで年末調整が済んでいる人

- ②他の所得者の扶養控除の対象となる人

- ③青色申告等、所得税の確定申告をする人

### 申告をすれば税金が戻る人

- ①源泉徴収された税金が納め過ぎになっている人

(年末調整が済んでいない人や扶養控除等の控除を新たに受ける人など)。

### 申告相談に必要なもの

- ①黒ボールペン(感染症対策のためご持参下さい)

- ②印鑑(本人が署名する場合は不要)

- ③所得のわかるもの

#### 事業所得(農業を含む)がある人

収支が分かる帳簿、領収書、出荷証明など(牛飼養農家は「肉用牛管理調査表」)。

※平成26年1月から農業を含む事業を行うすべての人は、記帳が義務付けられています。申告の際、ご自身で項目ごとに集計を行っていただき、帳簿にまとめてご持参ください。集計がされていないと、農業所得ではなく雑所得として扱うよう税務署から指導されています。

#### 年金を受給している人

非課税の障がい年金や遺族年金受給者は、年金振込通知などの金額のわかるもの

#### 賃金をもらった人

給与の源泉徴収票又は賃金支払証明書

#### その他の収入がある人

収入のわかる書類等

- ④国民年金や農業者年金の領収書又は支払いに関する証明書、生命保険・共済掛金、地震保険料等の証明書

- ⑤その他、各種控除を受ける方は控除を受けるのに必要な領収書や証明書

- ⑥マイナンバーカード又は通知カード

- ⑦身分証明書

- ⑧税務署から「利用者識別番号」の用紙が届いた方はその用紙



国税庁HP  
「確定申告書等作成コーナー」

延岡税務署  
※自動音声案内  
0982・32・3301

詳しくは、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp/>)をご覧いただき、最寄りの税務署にお尋ねください。  
窓口・コンビニ等で再設定が可能です。さらに、「マイナポータル連携」を利用してすると、マイナポータル経由で控除証明書等のデータを一括取得し、所得税の確定申告書の該当項目へ自動入力が可能です。

名用電子証明書のパスワードが分からない場合は、市区町村の窓口・コンビニ等で再設定が可能です。さらに、「マイナポータル連携」を利用してすると、マイナポータル経由で控除証明書等のデータを一括取得し、所得税の確定申告書の該当項目へ自動入力が可能です。

詳しく述べてある通り、電子証明書のパスワードを登録しておけば、いつでもどこでも簡単に税金を支払えるようになります。また、電子証明書のパスワードを登録しておけば、いつでもどこでも簡単に税金を支払えるようになります。

令和7年分の確定申告は、スマートフォンやタブレットを使って、ご自宅から申告できるe-Taxをぜひ利用ください。

国税庁ホームページ「確定申

告書等作成コーナー」では、金

額等を入力するだけで、自動

計算で申告書の作成ができ、計

算誤りがありません。また、作

成した申告書は、そのまま

e-Taxで送信できます!